

泉南市公立保育所民営化等基本計画

平成 2 3 年 4 月

泉南市

1．はじめに

本市の公立保育所の民営化は、平成 17 年度に策定した「泉南市公立保育所民営化等基本方針」に基づき、当面 2 保育所の民営化を図ることとして進めてきましたが、下記の理由により、残る 3 ヲ所の公立保育所のあり方について検討し、計画を策定することとします。

平成 22 年 4 月に信達保育所、平成 23 年 4 月に樽井保育所が完全民営化し、公立保育所民営化等基本方針に基づく保育所民営化の区切りがついたこと

公立保育所民営化等基本方針において、将来的には「すべての公立保育所において民営化や幼保一元化等の方向性を検討する」としていたこと

就学前保育教育あり方検討委員会において、鳴滝第 2 保育所を公立保育所の一元化候補施設として決定したこと

指定管理を一定期間導入した後、完全民営化に移行することによって、これまでの保育所民営化が円滑に進められ、移行時に生じる混乱など保護者等の負担も最小限に抑えられたこと

人員数や財政面で一定の効果があり、さらに民営化を進めることによって、今後の子育て支援施策に対する人員・財源の確保が期待されること

2．現在までの指定管理者制度導入から完全民営化までの経過と評価

前述のとおり平成 17 年度に泉南市公立保育所民営化等基本方針を策定し、信達保育所、樽井保育所の 2 保育所において、公立保育所から民間保育所への円滑な移行を図るため、まず指定管理者制度を 3 年間導入し、その間の実績等を評価した上で完全民営化するとしていました。

以下にそれぞれの保育所における民営化の流れ と財政面の効果 、事業面の効果を記載します。

【信達保育所】

平成 18 年 6 月～指定管理募集要項等の議会への公表、保護者説明会の開催、指定管理候補者の募集、選定委員会による指定管理候補者（恵由福祉会）の決定

平成 18 年 12 月議会で指定管理者の議決

平成 19 年 1 月～引継ぎ保育（概ね 1 年間、4 月から市職員の保育士を数名配置）

平成 19 年 4 月～指定管理者による運営開始

平成 22 年 3 月議会で保育所設置条例の改正（公立の信達保育所を廃止）

平成 22 年 4 月～民営化（建物は無償譲渡、土地は 5 年間無償貸与の後、有償の貸与に切り替え）

財政面の効果として指定管理期間中において毎年約 3,300 万円の効果額

休日保育の実施（市全域の保育所児を対象）

子育て支援センターの実施（信達中エリアの在宅保育家庭を対象）

保育所定員の拡大（完全民営化時に 150 名から 160 名に拡大）

【樽井保育所】

平成 19 年 1 月～保護者説明会の開催、指定管理候補者の募集、選定委員会による
指定管理候補者（貝塚中央福祉会）の決定
平成 19 年 9 月議会で指定管理者の議決
平成 19 年 10 月～引継ぎ保育（信達保育所に準じて引継ぎ保育を実施）
平成 20 年 4 月～指定管理による運営開始
平成 22 年 12 月議会で保育所設置条例の改正
平成 23 年 4 月～民営化（信達保育所に準じた建物、土地の取扱い）
財政面の効果として指定管理期間中において毎年約 5,500 万円の効果額
病後児保育の実施（市全域の児童を対象）

3．保育子育て支援施策の課題と対応策

本市においては、平成 22 年 10 月に財政早期健全化宣言を行なうなど厳しい財政運営を実施していくこととなりますが、一方で少子化の流れの中、子育て支援施策の着実な実施が求められています。

そのような中、指定管理から完全民営化という本市の公立保育所の民営化手法において、公立保育所の保育内容を継承することによって、保育の質を確保し、民間の柔軟な発想によって保育の質を高めることが可能となります。

また、民営化に伴う財政面などの効果が予想されますので、保育施策やその他の子育て支援施策における課題解消に必要な人員や財源を一定程度確保することができるようになります。

以下に、保育施策及びその他の子育て支援施策の当面の課題について、列挙します。

（1）保育施策における課題

障害児保育の多くの部分を公立保育所が担ってきましたが、さらなる公立保育所の民営化に伴い、民間保育所がその担い手となる必要があります。障害児保育は障害の程度や人数の多寡によって、担当保育士を確保するなど民間の保育所経営を圧迫するおそれがあり、補助金等の財政支援制度を確立する必要があります。公立保育所における正職員の保育士の高年齢化や任期付職員やアルバイト職員の短期雇用による弊害を解消するため、計画的に正職員として保育士の雇用を進める必要があります。

公立保育所における早朝・夕刻の延長保育を充実するため、時差対応の任期付保育士の配置を拡大する必要があります。

本市の公立保育所は昭和 50 年前後に建築されており、早急に施設の耐震化事業を進める必要があります。鳴滝第 1 保育所では、平成 23 年度に実施設計を行い、他の公立保育所については平成 24 年度以降に順次耐震診断等の手続きを進め、平成 26 年度末には公立 3 保育所の耐震補強の完了を目指します。

(2) その他の子育て支援施策における課題

子どもの治療的教育の充実及びセンター設立に関する請願書が平成 22 年第 2 回定例会で採択され、平成 22 年 12 月により具体的な要望書が提出されましたが、障害児通園事業（リバースクール）で具体化できるものについては、実施を図る必要があります。

平成 22 年度からこれまでの「泉南市要保護児童対策地域協議会」を「泉南市子どもを守る地域ネットワーク」として、子育て支援の環境づくりを包括した組織の拡大再編を行ないましたが、児童虐待防止などに向けた訪問事業への取り組みなどの具体的な事業の推進体制を強化することが必要です。

地域子育て支援センターは平成 14 年度から鳴滝第 2 保育所内に「ひだまり」を設置してスタートしました。その後ココアンジュ新家、信達保育所に民間運営の地域子育て支援センターが設置され、西信達幼稚園に公営の地域子育て支援センター「ぽかぽか」を設置し、次世代育成支援対策地域行動計画に位置づけられた中学校区に 1 ヲ所という目標を達成しています。地域子育て支援センターは、在宅家庭の子育てをサポートするという重要な役割を果たしており、各センターの連携を強化し、事業運営の公的支援が不可欠となります。

(3) 今後のイメージ

今後、「保育」、「療育（障害のある児への対応）」、「子育て支援」の 3 つを本市の保育子育て支援施策の大きな柱とし、充実させていく必要があります。

「保育」については、先に挙げた課題の解決はもちろん、従来から民間で運営してきた保育所と新しく民営化した保育所を区別することなく関わりを保ち、それぞれの特色ある保育を大切にしながらも、人権保育などは同じ理念をもって取り組む必要があると考えています。

そのため、市内のすべての保育所間のより一層の連携を図る必要があり、市内全保育所を対象とした職員研修制度の確立など保育の質向上のための環境づくりが必要となります。

「療育」分野においては、心身障害児通園事業を核として施策を実施してきましたが、現状の課題として通園希望数の増加傾向が続き、定員超過となる傾向が強まっていることや、より専門的な療育を可能とする療法士等専門職の設置が求められていることなどから、今後、受入規模の拡大をはじめ、体制と施設の充実を図る必要があると考えています。

「子育て支援」関係ではまず、子育て支援センター間の連携強化はもちろん、さらに保育所、幼稚園等の就学前保育教育施設など、関係各機関及び地域の方々との連携を進め、きめ細かな在宅子育て家庭への支援を推進していくことが必要です。また、次世代育成支援対策地域行動計画策定時のニーズ調査で希望が高かった、子どもとその子育て家庭の「居場所づくり」が求められています。

これらを実現するために、公立子育て支援センターの機能を充実させ各組織間連携の要としていくことと同時に、常設の子育て広場設置を検討していきます。

また、虐待防止の取り組みにおいては、その社会的必要性が高まり、その緊急度が増す中、これまでも本市でも対応をすすめるべく、全市的な組織づくりに取り組んできたところです。

今後は、さらにその運営推進体制の充実と、虐待を未然に防止するための訪問事業などの展開や、万一虐待が発生した場合、家族関係の修復が大きな課題となる現実を踏まえ、そのケアに関する取り組みなど、幅広い対応を目指していきます。

4．各公立保育所のあり方についての基本方針

平成 17 年度に策定した泉南市立保育所民営化等基本方針において、将来的には「すべての公立保育所において民営化や幼保一元化等の方向性を検討する」としています。

また、国においても子ども・子育て新システム検討会議を設置し、その中ですべての幼稚園・保育所を一体化する「こども園」を提唱しています。

このようなことを背景として、本市の 3 ヲ所の公立保育所のあり方として、以下のとおり基本方針とします。

【浜保育所】

浜保育所は将来的には民営化する保育所としますが、現在の保育所敷地が国有地で市に対して無償貸与されており、指定管理期間中は公立保育所として無償貸与が継続されるものの、民営化後の国の対応が不明という状況があります。

一方、これまでの民営化保育所において、完全民営化後に建物は無償譲渡、土地は 5 年間無償貸与の後、有償で貸与するという取り決めがあり、この取り決めとの均衡に配慮する必要があります。

そのため今後、民営化に伴う国有地の取扱いについて、いかなる条件であれば国から貸与を受けたまま、民営化による保育所運営が可能かどうか、または国・市及び運営法人間で転貸が可能かなど、他の民営化保育所との均衡を図るための方策について検討を進め、平成 25 年度内に民営化の手法等に関する方針を出すこととします。

【鳴滝第 1 保育所】

鳴滝第 1 保育所は敷地が市有地であり、これまでの信達保育所や樽井保育所と同様に民営化への移行に向けた問題も比較的少ないと考えられます。

また、これまで人権保育の中心的な役割を果たしてきたことから、家庭支援保育所事業や障害児保育等の民間による取り組みの強化を図ることとし、平成 24 年 4 月の指定管理導入を目指します。

【鳴滝第 2 保育所】

今日まで鳴滝第 2 保育所は鳴滝第 1 保育所・鳴滝幼稚園とともに三園所として幼保連携の取り組みを進めてきました。就学前保育教育のあり方検討委員会においても、そのような幼保連携の取り組みを踏まえるとともに教室や運動場の状況など既存施

設での円滑な移行が可能であることから公立保育所での保幼一元化の候補施設とします。

保幼一元化については、「こども園」構想など国においても検討が進められており、新しい制度を有効に活用するため、今後の国の動向を注視しながら、一元化施設に移行するための耐震補強や改修の準備を行ないます。